

① 個人番号(マイナンバー)提出者用

2023年 月 日

大阪府教育長 様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金

↑
記入した日

チェック
ご記入ください

受給資格認定申請書(初回時) (次の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金(以下「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
専攻科支援金の受給資格の認定を申請しません。(申請しない場合も提出してください。)

【申請しない場合の理由】

所得基準(課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額の合算額51,300円未満)超過のため

その他

※申請しない場合は、
裏面の記入は不要です。

収入状況届出書(2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、生計維持者の収入に関する事項について、届け出ます。

よく読んで必ず
両方にチェック

(次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。生計維持者による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

生徒の情報を記入

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	西暦	年	月 日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
生計維持者の電話番号			
生徒が在学する学校の名称	大阪暁光高等学校		
学年・組・番号	看護専攻科	年	組 番

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等専攻科を修了した者
- ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限)を超えた者(ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名	入学年 →	年4月1日 ~	学校の種類・課程・学科
	私立 大阪暁光高等学校 (修業年限：2年)		(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	看護専攻科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名		年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	立 (修業年限： 年)		(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

【2. 生計維持者の収入の状況について】

申請又は届出時点における生計維持者の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から④までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

①②のどちらかまたは両方とも「チェック」
③④のいずれかに該当する場合は本校会計課に電話

次の生計維持者の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/> 父母2名分
②	<input type="checkbox"/> 父母1名分 ・離婚、死別等により父母が1人の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等 （満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は、③又は④のいずれかの□にレ印を付けてください。）
③	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 父母が存在しない場合 等 ※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。（被保険者等記号、番号は黒塗りしてください。）
④	<input type="checkbox"/> 生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等 ※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。（被保険者等記号、番号は黒塗りしてください。）

個人番号カードの写し等を添付する生計維持者の氏名及び生徒との続柄(④にレ印を付けた場合は不要です)。**※個人番号カード(写)等貼付台紙の順番とそろえてください。**

「父」の情報を記入	生計維持者① 氏名 <small>(ふりがな)</small>	生徒との続柄	生計維持者② 氏名 <small>(ふりがな)</small>	生徒との続柄	「母」の情報を記
		父		母	
		上記以外→		上記以外→	
	生年月日（西暦）	年 月 日	生年月日（西暦）	年 月 日	

上記生計維持者の**2022年**1月1日現在の市区町村までの住所 **※2023年7月以降の申請の場合は記入不要**
 (2022年1月1日現在に海外に居住していた等、日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都道 府県	市区 町村	都道 府県	市区 町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

上記生計維持者の**2023年**1月1日現在の市区町村までの住所
 (2023年1月1日現在に海外に居住していた等、日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)
※日本国内に住所を有していない場合は、補助の対象となりません。

都道 府県	市区 町村	都道 府県	市区 町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

よく読んで必ず両方にチェック

専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。

- この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する可能性があること。
- 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う（公財）大阪府育英会に情報を提供する場合があること。



大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、父母が存在しない場合にも含まれるものとして、③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。

- ハ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

- ホ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月15日改正前の規定による保護者等」とします。

例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒
令和4年4月1日時点で全員が成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、令和4年度の専攻科支援金の支給については、「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒
引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

留意事項

- イ 都道府県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府教育長の求めに従いその全額を即時返還していただきます。
- チ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、大阪府教育長が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 正当な理由がなく大阪府教育長が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ヌ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の所得に関する書類が確認できる場合に限り、対象となります。